



## 》》》》 住民税申告について 《《《《

令和5年1月から12月までの所得に係る住民税申告の受付を、令和6年2月16日（金）から町内各地区で行います。

### ◆ 申告の際に必要な書類

- ・マイナンバーカードもしくは通知カード
- ・給与所得の源泉徴収票
- ・国民年金保険料支払証明書もしくは領収書（国民年金に加入している方）
- ・生命保険及び簡易保険の支払証明書
- ・医療費の領収書、医療費のお知らせなど（医療費控除に該当する方）
- ・その他算定に必要な書類 など

### ◆ 注意事項

- ・各地区の申告受付日程で申告ができない場合は、**3月4日（月）から3月15日（金）（土・日曜日を除く）**までの間に役場へお越しください。
- ・申告の際は、申告事務が円滑に行えるよう次の事項にご協力をお願いします。
  - ①帳簿や必要経費の領収書などの事前整理をお願いします。（帳簿及び必要経費の領収書などは、5年間の保管が必要です。）
  - ②医療費控除に必要な書類は下記の「医療費控除の申告手続きについて」をご確認の上、事前に準備をお願いします。

### ◆ 申告受付日程

月日	曜日	場所	受付時間	申告対象地区
2月16日	金	磯谷会館	9時～12時	能津登・島古丹
2月19日	月	横澗会館	9時～12時	横澗・鮫取澗
2月20日	火	美谷会館	9時～12時	美谷
2月21日	水	歌棄会館	9時～12時	歌棄・有戸・種前
2月22日	木	湯別会館	9時～12時	湯別
2月26日	月	樽岸会館	9時～12時	樽岸
2月27日	火	矢追会館	9時～12時	矢追
2月28日	水	役場 1階 会議室	9時～15時	開進・岩崎・六条
2月29日	木		9時～15時	大磯・渡島
3月1日	金		9時～15時	政治・新栄
3月4日～15日			9時～	随時受付

※鮫取澗地区にお住まいの方は、申告の受付を横澗会館で行います。送迎をしますので、2月19日（月）午前10時に鮫取澗会館前にお集まりください。

### ◆ お問い合わせ先

総務財政課 電話 0136-62-2512

【担当：滝澤 桑原 高橋（明） 小川】

## 医療費控除の申告手続きについて

医療費控除の申告の際は、「医療費控除の明細書」を提出することで領収書の添付が不要となっています。（ただし、領収書の提出を求める場合がありますので、5年間は捨てずに保管してください）

また、医療機関や調剤薬局に支払った分の医療費について、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ（医療費通知）」などを添付することで記入が省略できます。（医療費通知に載っていない交通費や医薬品購入費は、従来どおり記入が必要です）

- ①被保険者の氏名
- ②受療年月
- ③受療者の氏名
- ④医療機関名
- ⑤支払った医療費の額
- ⑥保険者等の名称

申告に使用する「医療費のお知らせ」には、この事項の記載が必須です

「医療費控除の明細書」の様式は、国税庁のホームページでダウンロードできます。

この医療費控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除を受けることができますのでご注意ください。

## 申告にはマイナンバー（個人番号）が必要です

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、確定申告書などの提出の際は、「マイナンバーの記載」＋「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。

申告の際には、下記のいずれかをご持参ください。

### ◆マイナンバーカードをお持ちの方はカードをご持参ください。

マイナンバーカードをご持参いただくだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。なお、ご自宅等でe-Tax（電子申告）を送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

### ◆マイナンバーカードをお持ちでない方は下記の書類をご持参ください

- ・通知カードや個人番号が記載された住民票の写しなど、ご本人のマイナンバーを確認できる書類のうちいずれか1つ
- ・運転免許証、健康保険証などご本人の身元が確認できる書類のうちいずれか1つ

## しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

- |     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| ◆日程 | 2月14日(水) 21日(水)<br>28日(水)<br>3月6日(水) |
| ◆会場 | 岩内町字高台84-3<br>しりべし弁護士相談センター          |

※相談は、事前予約が必要です。

予約受付時間

平日 午前10時から午後4時まで

電話 0135-62-8373

## 古紙回収のお知らせ

今月の古紙回収を下記の日程で実施します。古紙は当日の午前8時30分までに玄関前に出してください。集められた新聞や雑誌は再生紙としてリサイクルされますので、種類ごとに分け、きれいに束ねてから出してください。

回収地域	回収日
六条町～政治町の国道から山側	13日(火)
六条町～政治町の国道から海側	20日(火)
磯谷町～樽岸町	27日(火)

### ◆ お問い合わせ先

町民課衛生係 電話 0136-62-2523

## 寿都温泉ゆべつのゆ 臨時休業のお知らせ

寿都温泉ゆべつのゆでは、3月5日(火)に配管清掃などを実施するため臨時休業いたします。

ご迷惑をおかけしますが、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

※3月4日(月)は定休日

### ◆ お問い合わせ先

寿都温泉ゆべつのゆ 電話 0136-64-5211

## 後志管内におけるさくらます 船釣りはライセンス制です

船でさくらますを釣る場合、船舶ごとにライセンスが必要です。必ずライセンス取得船へ乗船してください。

また、自家所有船で船釣りをされる方は下記のとおりライセンスを取得し、ルールを守ってください。

### ◆ 実施期間及び採捕制限

#### ・実施期間

3月1日(金)から5月15日(水)まで

#### ・採捕制限

日の出から日没まで

1人1日10尾以内(漁業者除く)

### ◆ ライセンスの取得方法

#### ・必要書類

①申請書(実行協議会事務局などから入手可能です)

②船舶検査証書の写し

③小型船舶操縦士免許の写し

④②及び③を必要としない船舶の場合は、住民票(発行日から3カ月以内)

#### ・提出先

石狩後志海区漁業調整委員会事務局

#### ・提出期限

申請は随時受け付けていますが、さくらます船釣りを開始する日の概ね2週間前までに提出してください。

### ◆ 協力金について

申請の際に、実行協議会に対し、次のとおり協力金を納めることとなっていますので、ご協力をお願いします。

遊漁専業者・遊漁兼業者	30,000円
プレジャーボート所有者	5,000円
漁業者	3,000円

### ◆ お問い合わせ先

後志管内さくらます船釣りライセンス制  
実行協議会事務局(小樽市漁業協同組合内)

電話 090-7709-6923

FAX 0134-64-7581

# しりべし「まち・ひと・しごと」 マッチングプラン無料職業紹介所について

後志総合振興局では、管内市町村ほか関係機関との連携のもと『しりべし「まち・ひと・しごと」マッチングプラン無料職業紹介所』を開設し、求人を募集している企業とお仕事を探している方のマッチングを実施しています。

求人を募集している企業の方、後志管内で働きたい方、双方のご相談を受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。

## ◆ お問い合わせ先

後志総合振興局産業振興部  
商工労働観光課商工労働係  
しりべし「まち・ひと・しごと」  
マッチングプラン無料職業紹介所  
電話 0136-23-1362

## 自衛官募集のお知らせ

### ◆ 受験資格等

- <予備自衛官補（一般）>  
18歳以上34歳未満の者。
- <予備自衛官補（技能）>  
18歳以上で国家免許資格等を有する者。
- <一般曹候補生（第1回）>  
採用予定月の1日現在で、18歳以上33歳未満の者。

募集種目		受付期間	試験期日
予備自衛官補	一般	4月4日(木)まで	4月6日(土)~21日(日)のいずれか指定する1日
	技能		
一般曹候補生(第1回)		3月1日(金)から5月6日(月)まで	5月17日(金)~26日(日)のいずれか指定する1日

### ◆ お問い合わせ先

自衛隊札幌地方協力本部倶知安地域事務所  
電話 0136-23-3540  
自衛官募集相談員 中里徳男  
電話 0136-62-2207  
自衛官募集相談員 斉藤孝司  
電話 0136-62-2070  
役場担当窓口 総務財政課総務係  
電話 0136-62-2511

## 冬の大地震に備えて

災害発生時の被害を最小限に抑えるには、日頃の備えが大切です。

冬は「雪」と「寒さ」という要素が加わるため、他の季節と比べて被害が大きくなる傾向にあります。

### ●雪に対する備え

地震で強く揺れたとき、屋根に雪が多く積もっていると落雪や家屋倒壊の恐れがあります。落雪に巻き込まれたり、避難経路がふさがったりしないよう普段から注意しておきましょう。

雪道や凍結路は歩きづらい上、降雪時は移動しにくくなります。冬も安全で確実に通れる避難経路を見つけておくことが大切です。

### ●火災に対する備え

冬はストーブなどの暖房器具を使うため地震時の火災リスクが高まります。

火災が起きたときのために、初期消火の手順を確認しておきましょう。また、暖房器具のそばには燃えやすいものを置かず、停電時に避難する際はブレーカーを落として通電後の火災を防ぎましょう。



### ●寒さへの備え

地震で電気やガスが止まると暖房器具が使えなくなるため、ポータブルの暖房器具があると安心です。

また、避難するときのために、防寒着や防寒靴、毛布、カイロなどをあらかじめ用意しておきましょう。



### ◆ お問い合わせ先

札幌管区気象台地震火山課  
電話 011-611-6125

# 北海道 お米・牛乳子育て応援事業（第二弾）のご案内

北海道では、食料品などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減と道産品の消費拡大を図るため、対象児童がいる北海道内の世帯に商品券等をお届けします。（対象1世帯あたり1回限り）

## ◆ 対象児童

平成17年4月2日から令和6年4月1日生まれの子ども

## ◆ 支給対象及び申請手続き ※申請日において次のいずれかに該当

支給対象		
①道内で対象児童と同居している世帯	②道内で対象児童だけで構成する世帯	③保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯

## ◆ 支給品 ※支給対象の世帯ごとに、いずれか一つを選択

商品券	「おこめギフト券」または「おこめ券」 3,960円相当分と 「牛乳贈答券」 1,200円相当
電子クーポン	北海道産の「米」と「牛乳」を購入できる電子クーポン 5,160円相当分
北海道米 (どちらか1袋)	ななつぼし1袋(10kg) 「精米 5,160円相当分」 または 「無洗米 5,160円相当分」

## ◆ 申請方法

- 第一弾の支給品を受給された世帯（簡易申請）
  - <電子申請された方>
    - ・お手元に届いたDMハガキの二次元コードから申請してください。
  - <郵送申請された方>
    - ・お手元に届いた封書に同封の申請書に、必要事項を記入の上事務局へお送りください。
- 第一弾の支給品を受給されていない世帯（普通申請）
  - ・電子申請または郵送申請で申請してください。

## ◆ 申込期間

令和6年4月30日（火）まで

## ◆ お問い合わせ先

北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局  
電話 011-350-7371

# 「プレミアム商品券」の使用期限について

寿都商工会で販売していた「プレミアム商品券」の使用期限は、今月末日までです。

期限切れの券につきましては、お取扱いできませんので忘れずにご利用ください。

## ◆ お問い合わせ先

寿都商工会  
電話 0136-62-2185